

政策経営・総務・財政委員会記録
【速報版】

令和8年1月28日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午後0時00分

◎ 開会宣告

- 川口広委員長 それでは、これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

初めに、私から一言申し上げます。本日は本会議を休憩し、当常任委員会に付託された議案についての御審査をいただくこととなります。同時にほかの委員会も各局に係る補正予算の審査を行っていますので、委員の皆様並びに当局におかれましては、その点御留意の上、発言を簡潔にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。



◎ 市第75号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 それでは、政策経営局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

市第75号議案関係部分を議題に供します。

当局の説明を求めます。

市第75号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第6号）（関係部分）

- 松浦政策経営局長 政策経営局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市第75号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第6号政策経営局関係部分につきまして御説明いたします。

予算議案書では1ページに記載がございますが、本日はお配りしております資料に基づきまして御説明いたします。

資料を御覧ください。

1、歳入予算補正。（1）補正理由でございますが、令和7年12月の国の補正予算の成立を受け、本市に交付されることとなった物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部について、7年度1月の歳出予算補正の財源として活用するため、歳入予算を補正しようとするものでございます。

（2）補正額は、表の左から3列目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、赤枠の補正額に記載のとおり196億6068万9000円を計上するものでございます。

なお、表の下、米印に記載のとおり、上記の歳入予算補正を財源とする歳出予算補正については、市民局、経済局及び教育委員会事務局を所管する各常任委員会で付託されております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

- 福地茂委員 御説明ありがとうございます。この物価高対策でありますけれども、ほかの自治体の中にあつては昨年中に補正予算を講じている自治体もあると聞いていますけれども、この時期になった理由について確認をさせていただきたいのですが、国からの事務連絡にあつては令和7年内、昨年中に予算化するような依頼もあつたということもありますし、他の自治体ではそれに従って予算を計上しているところもある

と聞いていますが、このスピード感というか、この時期になった理由について、御説明できることがあればお願いします。

○ **松浦政策経営局長** 今、委員からお話ししましたように、各自治体のほうもいろんな自治体がございまして、昨年内に補正をしたところもございました。国のほうからは11月下旬ぐらいからいろんな通知が来ておりましたけれども、国のほうで交付限度額が示されましたのは国の補正予算が成立しました12月16日ということから、我々のほうでは、議会にお示しする補正予算になりますので、しっかりと額を把握しようという観点もございました。また一方では、額が結構大きくなったということもございまして、そこから急ピッチで検討したというところでございます。

○ **福地茂委員** よく分かりました。あとは、いかにスピーディーに市民に届けていくのかということだと思えますので、政策経営局としても御尽力いただきますようお願いいたします。

○ **横山正人委員** 今回の物価高騰対策の重点地方交付金ですけれども、コロナ以降、何回かこういった形で国が負担をして交付金がなされているわけですが、率直な感想を申し上げますと、過去に学んでもらいたいなという思いがあるわけです。今回、様々な地方にメニューの選択を与えていただいていることはありがたいのですが、本当に国民の物価高騰に対する支援というふうなことを考えているのであれば、マイナンバーにひもづけられた口座に国が直接振り込んでくれればいいわけです。確かに横浜市がいろんなメニューを考えられる機会を与えてくれたことはありがたいのだけれども、国民からすれば、キャッシュを直接国から与えてもらったほうが、よりそれぞれの家計が助かるのではないかなというふうな、率直な、私、感想を持っています。

具体的に伺いたいのですが、今の仕組みを最大限活用とするならば、事務費を私は最大限抑えることが大切だというふうに思っていて、本会議でも他都市で行われているような水道料金の減免、こういったことも当然考慮されたのだと思いますが、いかがですか。

○ **松浦政策経営局長** 我々も水道料金も検討いたしました。先ほどの市長の答弁もありましたけれども、水道料金は20ミリや25ミリを使っている御家庭が非常に大きいのです。一方で、それ以上の口径になりますと基本料金に結構差が大きいというところがありまして、基本料金の差が大きいところというのはどうかというところと、もう一つは、世帯単位での減免になりますので、お一人お一人全市民の方々に今回お届けしたいというところ。

もう一つは、実際、水道料金につきましては既に減免にされている方々も実はいらっしゃいまして、そういう観点で公平性であったり全市民の方々にお届けしたいという観点から今回この電子クーポンと商品＝券＝といったハイブリッドのほうを選択させていただきました。

○ **横山正人委員** 他方で、水道料金の減免というのは非常に地味なので見栄えもしないわけです。だから華々しくやりますとこういうふうなことにならないので水道料金というのはなかなか難しいのかもしれないのだけれども、ただ今おっしゃっているように、世帯ごとであるとか、口径が違うとか、これは僕は制度設計を工夫すればできる話だと思うのです。例えば口径が大きいところを使っている世帯については減免額だけを決めておいて、あとはプラスされた分はお支払いくださいというふうにすればいいわけだし、水道料金というのは広く市民が使っているものであるから、確におっしゃるとおり保護所帯であったりとかいうところで水道料金をお支払いいただいていないところも当然あるのだけれども、それはまたそれで別メニューを考えればいいわけであって、検討するに当たって事業費は、水道料金の減免だとどれぐらいを見込まれる

と、いわゆる割合で結構ですけれども、どれぐらいの割合だと見込んでいました。

- **松浦政策経営局長** 大体、水道料金だけの場合と、上下水道料金一緒の場合とあるので、上下水道の場合には2か月当たり大体3000円から4000円、4000円弱ぐらいになるというふうな算段は持っております。
- **横山正人委員** 神奈川新聞の報道によると、秦野市では水道料金の減免を行うとこういうことなのです。このときの事業費が0.2%です。例えば横浜市がこれから行おうとするプレミアム商品券であったりとか、あるいは電子クーポンだったりとか、こういったものについての事業費というのはどれぐらいになる見込みなのですか。
- **松浦政策経営局長** 先ほど私が上下水道で申し上げましたのは、事務費ではなくて、大体どのぐらいの事業費を想定したというところでごさいます、すみません、訂正させていただきます。
- **横山正人委員** その上で事務費はどれぐらいを見込んでいるのですか。
- **松浦政策経営局長** 水道のときには実は水道局とも打合せをいたしましたけれども、具体的な金額までいかなかったのですが、恐らく2億円前後のシステム改修費はかかるのではないかといたところのごさいます。
- **横山正人委員** 秦野市が0.2%の事務経費でやるということですから、大体それぐらいの金額に私はなってくるのではないかなというふうに思います。
続けて、商店街のプレミアム商品券について伺いたいのですが、事務費の割合は、プレミアム商品券の場合どれぐらいなのですか。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** この事業は、横浜市側からすると、プレミアム商品券を発行したいという商店街さんに対する補助事業になりますので、その中で一定のルールの中でそれぞれの商店街さんが事務経費をどこまで抑えてというお話になると認識しております。上限が設定あるか、今、並行して確認させていただきます。
- **横山正人委員** 説明資料を見ると50商店街とこういうことになるのですが、先ほどの本会議でも、214商店街の中で50商店街という数の問題も取り上げておられましたが、どれぐらいの市民が恩恵にあずかることができるのですか。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** すみません、今、調べて、可能な範囲で委員会中にお答えしたいと思います。
- **横山正人委員** 先ほどの水道料金の件で御答弁いただいた中で、保護所帯であったりとか減免の対象にならない世帯があるという御説明をいただいたのだけれども、商店街のプレミアム商品券の場合、数が50商店街ということになると、かなり限定されてくるのではないかと思います。市民の側からすれば、まさにこの商品券を獲得するのがプレミアムになっちゃっているということになるんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。
- **松浦政策経営局長** 今、委員が言われたことは、我々もそのように感じておりまして、全体的な今回の218億円頂いた臨時交付金の額と、昨年6月に頂いている8億円強の交付金のごさいます、220億円ほどございました。これをどのように活用するかというときに、全員の市民の方々に公平にお金を配るようにしていきたい。そういうところと、給食の負担軽減、こういうところにしっかりお使いしたいと。給食の負担軽減にも7年度、8年度分が必要な財源は約40億円程度かかるということと、全市民の方々に給付をする。もちろん18歳の方々には既に議決いただいている応援手当がありましたから、その方々は除くことになりま

すけれども、そういう制度設計した結果、そちらの2つに結構優先的に交付金を充てまして3億円から4億円ほど残り、重点支援交付金が残りますので、これについては商店街のほうのクーポンに使っていかうところで、3つが並列にあったというよりは、5000円の給付とそれから給食費の負担軽減、この2つが大きい柱でありまして、残っている交付金については商店街のプレミアム商品券事業で使っていく、こういった発想でありましたので、50団体というのは委員が言われるように少ないといった印象は我々も実は持っておりまして。

- 横山正人委員 次に、電子クーポン商品券に伺いたいと思うのですが、この事業費は何%かけているのですか。
- 松浦政策経営局長 事務費でございますか。
- 横山正人委員 事務費、ごめんなさい。
- 松浦政策経営局長 事務費は10%を想定して、これからの事業者のほうのプロポーザルなどに入っていくと考えております。
- 横山正人委員 クーポンや商品券、利用できる店舗というのはどれぐらいあるのですか。
- 松浦政策経営局長 どういった電子クーポンの業者さんとやるかになりますけれども、我々が年末年始に議論した中では、横浜市の中だけではなくて様々な、本当に、例えばAmazonですとか、いろんなそういったことが使えるようなところになることも想定しながらの電子クーポンの使われ方を想定しております。
- 横山正人委員 例えばPayPayなどだと、地域を限定して、例えば横浜市内の店舗だけしか使えないとか、そういうことも可能だと思うのですが、そういうことも想定しているのですか。
- 松浦政策経営局長 年末年始の議論では、横浜市内限定の取扱いはなかなか難しいかなといった議論をしておりまして。
- 横山正人委員 あとは、先ほどの商店街のプレミアム商品券も同じなのですが、電子クーポン商品券、それと先ほどの商店街のプレミアム商品券、使われなかった商品券は最終的に戻入されるのですか。
- 齊藤担当理事（経営戦略部長） 市民の方に届かなかった分については、市のほうに戻す制度設計で進めてまいります。
- 横山正人委員 獲得された、市民が手元に頂いた電子クーポンも商品券も合わせて使われなかった、期限を当然区切ると思いますが、期限内に使われなかったものについても無効化されるわけですよね。無効化されたやつも戻入されるということですか。これは極めて大切なところで、この間のレシ活のここ反省点なのです。ここをちゃんとやらないと駄目だと思う。
- 齊藤担当理事（経営戦略部長） レシ活の課題というのは、もう当時も委員から多数御助言いただきました。やはり市民の方に使ってくださいというお知らせをまずするところから始まるわけですが、最初から期限をしっかりとお伝えするというのも当然ベーシックな話ですので、それはやります。基本的な仕組みとしては期限内にお使いくださいというお知らせをするのですが、事業のスキームとしてはクーポンをお渡しするというので、その方に、法的には贈与という形になりますので、もうお渡ししたということになります。使う使わないは御本人様のタイミングとか使い道ということによりますので、市民の方に渡って使わなかったのに、それを戻すというところまでは現時点では想定しておりません。
- 横山正人委員 じゃあ、最終的に使われなかったものについては誰がその価値を得ることになるのですか。
- 齊藤担当理事（経営戦略部長） 事業者には滞留しない仕組みとなりますので、市民の方に贈与の価値が

残り、あとその贈与の使うタイミング等について御本人の意思によって執行されるという整理です。

- **横山正人委員** 電子クーポンは国から頂いた交付金を横浜市が事業化して、それを市民にお渡しをするわけですね。その市民が使わなかったものというのは、最終的に事業者がもらうことになるのではないですか。だって、その間に事業者が入って事業者から市民に電子クーポンが配られるわけだから。違いますか。
 - **齊藤担当理事（経営戦略部長）** クーポンを配布するコストにつきましては事業者が市民の皆様に配るということがかかっていて、それは委託事業者としての費用というふうに見るつもりですが、クーポンそのものは一旦最終的に市民の方に行きますので、それはもう事業者のほうに価値が残りませんので、市民の皆様に期限内に使っていただくということを周知することに現時点では尽きるのかなというふうに思っております。
 - **横山正人委員** じゃあ、失効したポイントは、ポイントというか失効したクーポンはどうなっちゃうのですか。
 - **齊藤担当理事（経営戦略部長）** レシ活のときの議論で幾つかの課題がございましたけれども、その際の一歩のメインの課題は、受けた事業者様の中でレシ活由来の費用と交付金と他の自主的なサービスの費用の仕分けが整理できていなくて、最終的に市に返還してもらったわけですが、それは理論的に数字を導き出して市に返還し、市は国に返したということがございます。それについては今回クリアする形で当然制度設計をしてプロポーザルを市民局において進めていくということになりますが、市民の方が使う使わないの問題についてはレシ活のときでいうと、問題になったのは事業者側が有効期限がある意味、御自身側で決められ短縮してしまって、その周知が十分でなかったということも混乱の一つの要因であったということもでございます。そういった意味では、我々はしっかり期限を区切り、またいつまでですと案内をしっかりとつけて、市民の方に使っていただく努力をするということもでございます。
- 現時点で交付金の要領なりQAを見る限り、これは現金給付も同様ですが、その現金を使った使わないというところまでは補足する制度設計になっていないものですから、最終的にその価値が市民の方がどうお使いになるかというのは個人の方の御意思によるものと整理しております。
- **横山正人委員** レシ活のときの事業者が期限を短縮してしまった話というのは、この際あまり関係ない話だと私は思うのです。ここで大切なのは金の流れなわけです。国から横浜市に来たものが事業者を経由して市民に渡るわけでしょう。市民に渡ったものが使われなかった場合、一体、例えば、じゃあ、市民がこれだけ使いましたと言って事業者が横浜市に請求したから、その金額を事業者に渡したというんだったら分かる。だけれども、国から来たものを横浜市が頂いて、横浜市がこれだけの市民に電子クーポンを配ってくださって事業者が現金を渡してしまったら、じゃあ、一体その現金は使われなかったらどこに行くのですかということを知っているのです。
 - **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 実際、今想定しておりますのは、もちろん事業者を通じて電子クーポンを何人の方にお届けしたという報告は当然ですが、事業者から受ける、それは当然です。その先は、それぞれの皆様が〇〇ペイとか、〇〇ポイントとかというふうメニューの中から選んで換えていくと。あと商品券の方もいますけれども、そういうバリエーションの中で進めてまいります。それぞれの使えるところを我々として補足していくという取組はもちろんいたします。

今、委員の御指摘は、それでも全く使わなかったとか、5000円中3000円分しか使っていなかったときの残りをどうするのかという御指摘だと思います。そこについては、我々としては金銭価値が市民の方に渡った

という時点で事業の仕組みが終わるので、そういった意味では、そういう額が残ってしまったことは、その方にも価値をお渡ししたので、それ以上の手続ですとか法的な問題には至らないというふうに現時点では思っていますが、ただ御懸念の御心配の点もそうですし、現実的に市民の方に使っていただくことこそ物価対策ですので、今日いただいている御指摘を踏まえれば、当然ちゃんとお届けを市民の方にしてしっかり使っていただくという努力なりということには尽きると思います。

いずれにしろ、残った価値をどうするかというものが問われないように、最善の努力はしてまいりたいと思います。

- **横山正人委員** だから私が先ほどから申し上げているとおり、電子クーポンなり商品券化してしまうと、必ずどこかで使い切らなきゃならないという期限が来るわけです。じゃあ、その期限が来た後、どうするんだと。その価値は一体どこに戻すべき。これ、税金が原資ですから当然、使われていなかったものについては本来は回収するべきなのです。だけれども、今のお話だと、結果として市民が使わなかったのだからその時点で価値が消滅してしまうのだと、こうおっしゃっているのだけれども、これは僕は乱暴過ぎる話なのではないかと。だからこそ、要はマイナンバーにひもづけられた口座に直接給付するのがこういう物価高騰対策にとっては大切だってことを私言っているのです。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 御指摘ありがとうございます。制度設計を進める中で、先ほど申し上げましたように、事業者が一旦クーポンを市民の方にお配りした後に、その実績というものをしっかり把握していくと。実際、事業者に滞留しないように我々がするためにも、事業者の実績報告を事業者からちゃんともらって、それで精算払いができるならまだしもというのは先ほど委員もおっしゃった点だと思いますので、それができるような制度設計にするように、市民局と、あとリーガルチェックも法規とかけますので、そのあたりは進めさせていただきます。
- **横山正人委員** これは電子クーポンで受け取られる方というのは、多分ほとんどの方が電子メールアドレスを事業者が把握しているはずなのです。ということは、いつまでに失効しますよという御案内は確実にやれるはずなのです。だからこれは、やることを前提として私はこの事業者を選定していただく必要があると思うし、今の質疑を聞いていると、やっぱり給付の問題というのは今までの、過去のレシ活もそうだけれども、まだ学びが浅いというふうに私は思わざるを得ないと思います。

最後に、給食の関係で伺いたいものだけれども、小学校の場合は無償化でいきますけれども、中学校の場合はまだ食材費を保護者が負担する必要があるのだけれども、これは今回、先ほどの本会議にも出ていたけれども、物価高騰対策で給食費に入れちゃうというのは私も乱暴だなどは思うのだけれども、これは確かに食材負担という保護者負担を軽減するという点では、これも理解はできなくはないと思います。ただ、今回で結局、国から来るものは使い切っちゃうわけです。次からどうするのですか。同様に、これを市単でやるのですか。

- **松浦政策経営局長** 我々もその懸念は常に持っておりまして、この間、コロナが終わった後、コロナ禍ですけれども、令和5年度は国から重点支援交付金41億円、それから6年度が51億円、今回218億円頂いたのですが、この5年度、6年度で国から頂いた金額の交付金の中では生活支援、事業支援、両方やっていますけれども、その中では実は給食の物価高騰分に結構充ててまいりました。この間、3年、4年間は交付金で結構頼りにしながらやってきましたので、我々も交付金だけで頼りにしちゃいけないのですが、物価高騰が続いている状況が、今の状況、なかなか先行き見えない中では8年度以降も、8年度からも国のほうには経

済状況に応じて要請をしないといけないというふうには考えております。

- **横山正人委員** 結構です。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 先ほど横山委員から御質問いただいていたものでお答えできていないものについて、回答させていただきます。

プレミアム商品券事業、商店街のほうの事務費の関係の御質問がございました。私どもが手を挙げてくださった商店街さんに補助する場合の事務費の見方なのですが、その商店街さんがかける事務費の4分の3まで横浜市が補助をしますという設計になっていて、仕組み的には利用店舗数が多い商店街さんのほうで申し上げると、最大プレミアム部分の支援が750万円が上限で、事務費部分が220万円上限で、かつ事務費は商店街さんがかける分の4分の3までという整理にしております。

あと、先ほど局長が御答弁申し上げました、商店街が争奪合戦になってお客様が十分に使えないのではないかと御指摘もありましたが、今回25%というプレミア率を商店街様に御提示していますが、そこは商店街さんの御検討の中で、例えば20%にプレミア率を下げながら事業費の調整をして、より発行数を増やすとか、そういった御相談はできるように経済局も考えてくれていますので、可能な限り柔軟な対応等も含めてまいります。

- **横山正人委員** 市内214の商店街、大きいところもあれば小さいところもあって、大きくて、例えば事務員を雇ってやれるところもあれば、もう本当に小店主の方々が数軒集まって何とかしようという商店街まで、レベル感が全然違うのです。そうなってくると、今回特に限られているから、より強いところが発行できると、そういう不公平感が当然出てきちゃうのです。これ、なぜ私は横浜市の商店街連合会が一括して市内で使えるプレミアム商品券にしなかったのかなというふうに思うのだけれども、なぜなのでしょう。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 経済局を通じてやり取りをこの間させていただきました中では、単商店街では効果が見込めない場合に近隣の商店街さんと組むとか、あとは区商連です。区商連単位での可能性というのはあるということで、この間やり取りをさせていただきます。

あと、先ほど質疑にもございましたけれども、一定の金額という中の今回は検討になってはございますので、なるべく区単位で、近隣の商店街でということで設計をいたしましたので、今回は市商連単位のということには結果としてはなってございませんでした。

- **横山正人委員** なかなか齊藤理事の答弁も歯切れが悪いのだけれども、区商連でやれるのだったら市商連でやれるはずだと私は思います。そうすると、このスキームでやると結果として不公平感が最後残っちゃうのです。市民もそうだし、選ばれなかった商店街もそうだし、買えなかった市民も不満だけが最後残ってしまうような形になるのではないかと。

例えば市商連で発行して、場合によれば、これはもう枚数が限定されるのだったら抽選で販売するとか、そういう誰が見てもしょうがないなと思えるような仕組み、制度設計に私はすべきじゃないかなと。まだ時間がありますから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。2つお伺いしたいのですが、1つは午前中の本会議と今の質疑を聞いていてなのですが、シンプルに全ての市民に等しく恩恵がいくような制度設計、あるいは全ての商店街の皆様に恩恵がいくような制度設計をなぜしなかったのかとか、それはあるとしたらどういうものがあるというふうにお考えになるのかということをお伺いします。
- **松浦政策経営局長** 全ての市民の方にということを優先で結構考えておまして、全ての商店街というこ

とよりも全ての市民の方々に、今回国のほうから218億円ほどの今までよりは結構大きい交付金を頂いて、その中では食料品の関係で使えるようなメニューはぜひ入れてほしい、必須メニューといわれていますけれども。

そうやってまいりますと、先ほどから委員からもありましたけれども、幾つか、スピードとか、あるいは現金給付か、あるいは電子クーポンか。そういう中で、我々の中では一番スピード感ができるのは電子クーポンがいただけるかなというところで、電子クーポンと商品券のハイブリッドというふうに取りました。先ほども言いましたように、給食の負担軽減にも使いたい。この2つが中心でやりましたので、委員のお話でまいりますと、全市民の方々にどうやって、どういうふうにお配りしようかということを中心に検討してまいりました。

○ **大野トモイ委員** 先ほどからのお話、話題になっている、本会議でもありましたけれども、余った分をちゃんと、使われなかった部分を戻すというか、無駄にならないような制度設計の在り方というのはないのですか。普通に議員が個々で考えても思いつくものがあるような気がするのですけれども、それはどうですか。

○ **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 先ほど来の御指摘をいただいている点でございますので、しっかりまず国の交付要綱というものがございまして、そのQ&Aも全部、当然庁内で共有しております。また、法制部門とも事業を實際進めるに当たっての確認も進めます。交付金の使い道として、しっかり市民の方に届き、また不必要だった金額については当然国にお戻しすることがクリアに成立するような制度設計を進めてまいります。

○ **大野トモイ委員** 2点目なのですが、全ての市民の方というところを重点に置いていただいているという話で、さっきの午前中の本会議で、なぜ19歳以上かという質問があつて。これは、18歳以下の人たちは子育て応援の手当があるからだという話だったので、私は常々こと国家の在り方とか、子供と大人の在り方ということについての質疑を重ねていますが、子育て応援の手当というのは子供に対して支払われるものではなくて、親、子育ての応援していることに対して、養育する大人に支払っているわけです。

ということと、あと、大人と子供の境はどこかという話は、ここの委員会でも何度か出たことがありますけれども、これは当たり前のこととして18歳が境なわけです。それは子どもの権利条約だってそうだし、こども基本法だって、児童福祉法だってそうです。その中で、19歳というところは、今までの質疑で答えたところ以外での理由は特にないのですか。せめて18じゃなかったかと、そこは仮に重なったとしてもと思うのですけれども。

○ **松浦政策経営局長** 370万余の市民の方々に配りしようという選択も実は考えました。その場合は非常に金額が小さくなってしまいます。既に議決いただいている子育て応援手当のほうは、確かに、委員言われるように親の方に行く手当になりますが、考え方として我々は、18歳までの方々に給付される2万円と考えましたので、我々は、できる限り多くの市民の方々にできる限り金額が行くようにと考えますと、18歳までにある応援手当の方々は2万円のほうが行くので、19歳以上の方々に218億円をできる限り活用していく、給食費の負担軽減に使える、そのバランスの中で19歳以上と5000円というのを選択いたしました。

○ **大野トモイ委員** もちろん仕組みはどこかで線を引かなきゃいけないし、それは分かるのですけれども、なので概念的な話で恐縮なのだけれども、子供が権利の主体だということを横浜市はずっと最近はやっている

る中で、それが19なのかなというところにはもやもやが残っているのです。とはいえ、利用した市民の方と一部の商店街の方とかに対しては利のある補正予算だし、それを邪魔することもあまりしたくないので賛成はしますが、こういった制度設計の話とか、あるいはどこが子供なのか大人なのかとか、どこが市民なのか、どこに対して給付するのかという概念的なことは、今後いろいろな仕組みを考える中でぜひ御利用いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。確認だけ、時間もないのでさせていただきたいと思いますが、マイナンバーカードにひもづけられている口座にお金を入れるというやり方の場合には、かかる経費とかかかる時間というのはどれぐらいかかるのか教えてもらえますか。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 時間のほうを先にお答えしたいのですが、まず国全体でマイナンバーカードをお持ちの方が約8割で、横浜市も大体8割です。国の統計になりますが、その約8割、カードは持っているのですが、その中で口座とひもづけていない方がさらにその半分ぐらいいらっしゃる。そうすると横浜市もほぼ同じ傾向とされますので、市民の半分ぐらいの方は結果として口座のひもづけがないというふうと考えられます。

口座をお持ちの方にまず振り込もうとしたとしても、先ほど答弁も市長からあったのですが、実はデジタル庁との関係で、どんなサイズの自治体でも1日当たり5万件の照会しか国は受けないという話になっていまして。実はマイナンバー制度は国が一括で保有している情報なので、横浜市は横浜市民の口座がひもづいているかどうかという情報を持っていないので、国に都度照会を、実際にこの方は口座にひもづいているのですよねという確認を何度も交わす必要があります。

これをやっていくと3か月かかるというのが計算で出ました。そういたしますと、さすがに今回はそれはないかなということ、それをやりながら、さらにマイナンバーカードをそもそもお持ちでない方への郵送ベースでのやり取りもあるということで、そういう意味ではスピード感の時点でマイナンバー、口座を使うというのは今回は選択で見送ったというのがあります。

ですので、それ以上の事務費の計算には至らなかったのですが、ただコロナのときに10万円を振り込んだときは事務経費だけで30億円かかっていました。払う規模の額が違いますが、手続としてはお一人お一人にお支払いするということが一緒と考えられましたので、今回は全体で220億ぐらいの給付を仮にしたとしても、それで同程度の金額がかかってしまうというのは事務経費としてもかかり過ぎかなと、また時間的にもかかり過ぎかなという検討で今回の御提案に至っております。

- **黒川勝委員** マイナンバーカードに口座番号がひもづけしてある人に対してお金を入れることに、20億も30億もお金がかかるということなのですか。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** 口座に振り込むだけではないのですが、口座にひもづいていたとしても結局御本人への干渉なり意向の確認ということは必ず必要なので、輸送というところもそうですし、事務処理もそうですし、もろもろ経費がかかるということでございます。

冒頭、横山委員がおっしゃっていただいたように、悉皆で、全国民に生まれたときから口座が例えばひもづけられていれば、それはもう自治体としては負担なく、御案内を強化するのみで口座に入るということなのですが、現時点では道さなかですので、我々としても今回の例をとっても、こういった給付に関するものについてしっかり制度をうまく統一するなり、強化するなりということは、国にしっかり併せて要望もしていきたいと考えております。

- **黒川勝委員** ぜひそういう課題に対して、5万人ずつしかというような話というのは、大都市に対しては都合の悪過ぎるような制度だと思しますので、国に対してしっかり要望をしていって、せつかくちゃんと国がやっている方針に対して従ってマイナンバーカードを作り、ひもづけの口座をちゃんと提出して下さっているそういう人たちに対しては、きちんと速やかに、もうデジタルですから極端に言えば瞬時にお金が入るぐらいなそういう方式に、そういうやり方をやっていってもらわないと何のためのマイナンバーカードなのかとか、何のための口座のひもづけなのかということになってしまいますので、ぜひそういうところは政令市なんかも共同して国に対してきちんと要望してもらいたいと思しますので一言言っておきます。よろしくをお願いします。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。ちなみに、みわ委員以外に御質問なさる方はいらっしゃいますか。今、本会議を休憩してやっておりますので、委員も行政の皆様も簡潔な御回答も含めていただければと思います。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。2点あります。1点は、今ここで政策経営局の皆さんに今回の重点支援地方交付金の在り方についての質疑をしております。それぞれの各局のところでその中身についてはまた今されていると思うのですが、大体こういう重点支援交付金のメニューにしますということを決める会議といいますか、その組織はどんなふうにつくられて、今回横浜市としてはこういうふうに進めているのか伺います。
- **松浦政策経営局長** 会議といいますか、我々の中で打合せをしたものを所管のほうに、どうだろうということを確認しながらやっています。
- **みわ智恵美委員** ということは、政策経営局さんのほうで、今回はこれでどうですかというふうに各局に投げたということですか。
- **松浦政策経営局長** あらかじめ去年やおととの補正のこともありましたので、各局からこういったオーダーというのはいただいておりますけれども、その上で全体として我々がというところで局とやり取りをしましてまいりました。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。また改めて取り組みたいと思います。もう一点は、これは経済局なのか分からないですけれども、先ほどから電子クーポンと商品券の話が出てきているので伺いたいのですけれども、電子クーポンと、そしてそれを使われなかった方には商品券という方向ですけれども、これは1つの事業者が全体を受けて、全体の事業を取り組んでいくのかどうかを伺います。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** プロポーザルでは、それをセットでできる事業者様を募集するという事になるかと思っております。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。大変な個人情報も、これまでも同じだと思いますけれども、行くものだと思います。それと、最終的に商品券になりました。なりましたというか、電子クーポンを使われなかったというのをいろいろ確認されて、それで商品券に移っていく仕組みなのかなということで時間がかかっているのですけれども、商品券は本当にどこでも使える、そして少額のものからとか、そういうオーダーが出されるのかどうかを伺います。
- **齊藤担当理事（経営戦略部長）** プロポーザルでこういった御提案があるかということをお事業者に聞いていくことになるので、市民局において、商品券がよくある例えば1000円掛ける5枚みたいな単位なのか、プリペイドカードみたいに5000円で使っていけば減っていくのかとかということについては検討して、また

お知らせできる段階であれば御説明差し上げたいと思います。

- **みわ智恵美委員** 本当に市民1人当たり5000円ということが名実ともに、実になって使えるようにということと、それが本当に地域で、どの地域であってもきちんと使えるものになるように取り組んでいただきたいと思います。
- **川口広委員長** ほかには御発言よろしいですか。
御発言もないようですので、本件については質疑を終了し採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第75号議案関係部分については、原案可決と決定いたします。
以上で政策経営局関係の審査は終了いたしました。



◎ 閉会宣告

- **川口広委員長** 本日の審査は終了しましたので、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。
委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後0時46分

速報版